

令和 7 年 第 17 回 委員会議題

令和 7 年 7 月 20 日

1 議 案

議案第 72 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて

福岡市西区選挙管理委員会

議案第 7 2 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 7 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 5 9 6 人 |
| | 内訳 死亡者 | 1 8 9 人 |
| | 市外転出者 | 4 0 7 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 7 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。(赤②)

(参考)

1 死亡者

令和7年7月2日から令和7年7月19日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年3月2日から令和7年3月19日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	9 2	9 7	1 8 9
転 出 者	2 2 5	1 8 2	4 0 7
誤 載 者	0	0	0
計	3 1 7	2 7 9	5 9 6

議案第 7 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 2 0 日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

○地方自治法施行令

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第 9 号

参議院議員通常選挙における投票管理者の変更について

令和 7 年 7 月 20 日 執行の参議院議員通常選挙における西区の投票区の投票管理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

○地方自治法施行令

第一百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

② 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。